

秩父市農業委員会 令和4年 第5回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和4年 5月23日(月) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和4年 5月23日(月) 午後3時08分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 25名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	糸 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	出席
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	出席
3番	長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	出席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	欠席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	出席
6番	彦久保 利 平	出席			小久保 健 司	出席
7番	横 田 友	出席		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	出席
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	出席
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	欠席			新 舟 文 男	出席
13番	設 樂 治 男	出席		第6 区域	千 島 初 夫	出席
					木 村 雄 一	出席

印 農業委員会長      印 会長職務代理者      印 議事録署名人

- 印は新型コロナウイルス感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

#### 4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

- 議案第20号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて  
農地法施行規則第17条第2項による区域 (1件)
- 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について (11件)
- 議案第23号 農地利用集積計画の決定について (1件)
- 議案第24号 農地利用配分計画の意見について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

#### 5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	川上 貴		主席主幹	小嶋 祥弘	書記
参 与	宮前 房男		主 事	川上 僚太	書記
主 幹	千島 修		主 査	笠原 信之	
主事補	見澤 俊亮				

## 6 会議の概要

### 日程第1 開会・開議

**議長（糸東男会長）** ただいまから、秩父市農業委員会 令和4年 第5回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

### 日程第2 議事日程の報告

**議長（糸東男会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（糸東男会長）** はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

**川上事務局長** 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

**議長（糸東男会長）** 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（糸東男会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（糸東男会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。10番 新田 恭一 委員 及び 11番 長島 秀明 委員、以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び川上主事を指名いたします。

### 日程第5 諸報告

**議長（糸東男会長）** 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に 処理した案件 と その結果 につきましては、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

事務局に説明をいたさせます。

**川上事務局長** 諸報告について説明いたします。本日付け、報告文書をご覧ください。2件報告いたします。「農地改良等に係る届出の受理について」2件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。

番号1は、農地を駐車場として利用していたため、掘削と客土を行い、本来の畑とするものです。改良後は、野菜（長ネギ、ジャガイモ）の耕作地として利用します。改良する面積は119㎡であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。

番号2は工事期間の変更による届出でございます。当初は令和4年3月26日から令和4年4月26日のごでしたが、事情により令和4年4月15日から令和4年5月15日とするものでございます。理由としましては天候不順などにより、着手に遅れが出たため、とのことでございます。

以上でございます。

**議長（糸東男会長）** 以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（桑東男会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

川上事務局長 それでは、令和4年 第5回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第20号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直し農地法施行規則

第17条第2項による区域の指定について が1件

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について が2件

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について が11件

議案第23号 農地利用集積計画の決定について が1件

議案第24号 農地利用配分計画の意見について が1件

以上でございます。 よろしく申し上げます。 よろしく申し上げます。

議長（桑東男会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議案審議

議案第20号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて（1件）

議長（桑東男会長） これより、議案の審議に入ります。議案第14号「農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主事） 私からは番号1について説明します。

議案書の1ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ 安定的に継続して行われないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。また、秩父市農業委員会としては、この規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。

本議案を上程いたしますのは、農地法施行規則第17条第2項による区域として、太田 字 畑 筆 平方メートルを設定するものです。

案内図をご覧ください。

申出の所在につきましては、 から南に約 m付近に位置し、平成20年に相続により取得した土地です。農地の所有者は、申出地から70mに居住しておりますが、農地の所有者には耕作の意思がなく、将来遊休農地になる恐れがあることから、耕作のできる近隣の方が使用

することを希望しているものです。現地を確認したところ、耕作された農地でした。議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。説明は以上です。

**議長（衆東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**8番 黒沢 昌治 委員** 8番黒沢です。詳細につきましては事務局より報告されたとおりです。先日事務局、4区齊藤委員さんと現地確認をおこないました。畑は綺麗に管理されており特に問題はありません。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

**4区 齊藤 稔 推進委員** 第4区の齊藤です。黒沢委員より説明の有りましたとおりでございます。ご審議の程よろしくお願ひします。

**議長（衆東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（衆東男会長）** 質疑、意見がございませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（衆東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第20号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手を確認する）

**議長（衆東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり、許可することに決しました。

議案第21号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （2件）

**議長（衆東男会長）** 次に、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（見澤主事補）** 3条

議案書3ページをお開きください。番号1について説明します。

本案件につきましては、令和4年第4回定例総会において別段の面積の見直しとして、ご審議、決定いただいた、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき設定された農地に対し、譲り受けた旨の申出があり、譲渡人との協議が成立したことから、このたびの申請となりました。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、荒川日野 字

畑 筆  $m^2$ で、昭和57年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から南へ約 m付近に位置しています。譲受人は現在 をしており、時間に縛りがないことから妻と二人で農業をしながら暮らしたいとの思いから申請に至りました。

譲受人は新規就農です。農地取得後は、ネギ、柿等を栽培する予定です。耕作労働力は本人、妻ということで、特に問題はないと思われまふ。現地を確認すると一部は耕作されており、残りは保全管理されていまふ。

番号2について説明します。

本案件につきましては、令和4年第4回定例総会において別段の面積の見直しとして、ご審議、決定いただいた、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき設定された農地に対し、譲り受けた旨の申し出であり、譲渡人との協議が成立したことから、このたびの申請となりました。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、荒川白久 字

畑 筆 ㎡で、平成8年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。  
申請地は から東に約 m付近に位置しています。申請事由ですが、譲受人は埼玉県内に居住していましたが定年を迎え、田舎で農業を行いながら暮らしたいと思い農地の向かいにある住宅を購入し、この度の申請地に至りました。譲受人は新規就農になります。農地取得後は、ネギ、じゃがいも等を栽培する予定です。耕作労働力は本人、妻ということで、特に問題はないと思われます。現地を確認すると一部を柵で囲って耕作していました。

**議長（衆東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当推進委員の意見を伺います。

**5番 笠原 倍吉 委員** 5番笠原です。1, 2に関しまして、意見を述べたいと思います。(1番は)事務局より報告されたとおりでございます。申請理由を申しますと新規就農でございます。譲受人の字自宅前3筆の農地ですが管理を行うにあたり非常に良い案件だと思われます。現地の状態は耕作および一部が保全管理されておりました。

続きまして2番について報告します。以前は駐車場として利用していましたが、現在農地に復元し自宅前で家庭菜園としての耕作は非常に良いことだと思われます。以上ご審議よろしくお願ひします。

**6区 木村 雄一推進委員** 6区推進委員の木村です。1番の3筆は非常に綺麗に耕作、管理されておりました。耕作と一部(保全)管理されておりました。2番の 地区でございますが、笠原委員より説明の有りましたとおり駐車場から農地へ改良されておりました。一部分を囲い耕作を始めておりました。またほかの耕作も開始しているようでございまして、意欲的な面が見受けられました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

**議長（衆東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

(ありませんの声あり。)

**議長（衆東男会長）** 第21号に関する質疑 又は 意見はありますか。

**議長（衆東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。これより、採決をいたします。議案第21号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

**議長（衆東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

議案第22号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (11件)

**議長（衆東男会長）** 次に、議案第22号 農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（川上主事）** 私からは番号1から2について説明します。

はじめに番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は 中村町 丁目畑 筆 ㎡で平成19年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は から西に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅の建設です。

申請事由ですが、譲受人は現在、アパートに暮らしておりますが、手狭となってきたために家族と共に独立し、父である譲渡人の所有する申請地に自己用住宅を建築したいと申請されました。

資金調達計画は整っています。また、隣接に譲渡人の所有地以外は農地がなく、周囲の営農状況

に支障が生じることはないものと考えられます。現地を確認しましたところ、耕作状態となっております。

続きまして番号2についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は 町 田 1 筆 m<sup>2</sup>で平成27年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は から北に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は宅地分譲地です。

申請事由ですが、申請地は市街地にあり、交通の便もよく住宅地に適している場所として、不動産業を営む譲受人と譲渡人との間に土地の譲り渡しの話がまとまり、ここを転用し、宅地分譲地1区画分として利用したいとして申請がされましたなお、現在は更地になっておりますが、過去に譲渡人が申請地に農地転用の許可を受けないまま、貸住居の敷地として使用していた経緯があり、始末書が添付されております。資金調達計画は整っています。また、隣接には譲渡人所有以外の農地はありません。現地を確認しましたところ、休耕地状態となっております。

**事務局（宮前参与）** 私からは、番号3、4について説明いたします。

はじめに、番号3ですが

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。申請地は、上影森 字 畑 筆 平方メートルで、の西南西約メートル付近に位置している土地で、譲渡人が令和2年10月に相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅の建築です。

申請事由ですが、譲受人は現在、家族3人でアパートに住んでいますが、手狭となってきたので、申請地を購入し、住宅の新築をするものです。現地を確認したところ、申請地の一部を駐車場として利用しており、譲渡人より始末書の提出がなされており、不耕作の状況でした。

番号4ですが譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。申請地は、下影森 字 畑 1 筆 平方メートルで、秩父市の東140メートル付近に位置し、 に近接している土地で、譲渡人が昭和30年相続及び昭和36年共有者の持分放棄により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、戸建賃貸住宅の建築です。申請事由ですが、譲受人は祖父所有の申請地を贈与により譲り受け、戸建住宅の賃貸経営を行うものです。現地を確認したところ耕作されていない農地で、隣接農地の承諾を得ている西側を除く、隣接土地は住宅の建築を目的とした農地転用の許可済の土地となります。

**事務局（小嶋主席主幹）** 私からは番号5から7について説明いたします。

番号5について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 大野原 字 畑 筆  $m^2$ で、昭和44年に相続、秩父市より平成21年3月に交換、令和2年8月に売買により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は から に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は建築条件付売買予定地です。

これは2種農地においては、建売住宅用地としてしか認められなかった農地転用が、平成31年3月29日付けの農林水産省農村振興局長通知で、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可建築条件付での土地売買予定地として認められるようになったものです。譲受人は、市内に本店を置き、不動産の売買、賃貸、仲介及び管理、建築工事の設計、施工及び管理等を目的としている法人です。このたび、市の中心部に位置し、良好な住宅地域である申請地を譲っていただけの話が譲渡人とまとまったため、住宅を必要とする人へ販売したいとの事業計画で転用申請されました。事業計画は申請地と隣接している譲受人所有の公衆用道路15 $m^2$ と雑種地30 $m^2$ を一体利用し、ここに 区画の建築条件付きの住宅売買予定地とし販売を行うものです。排水計画については、申請地に隣接する道路の排水下水管へ接続して、秩父市の公共下水管への接続の予定となっております。また、現況では申請地内に地盤面の高低差がありますが、計画では申請地内での土を寄せて均等化するとなっております。資金調達計画は整っております。建築条件付売買予定地のため、全ての区画が販売できなかった場合に、事業者が自ら住宅を建設する見積書及び資金証明書が添付されております。また、隣接農地所有者からは本申請地の農地転用についての承諾書が添付されております。現地を確認しましたところ、申請地は草刈り等の管理はされてはおりませんが、不耕作地となっております。

つづきまして、番号6について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 黒谷 字 畑 筆  $m^2$ で、平成25年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から に m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、鉄道の駅から300m以内であり、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は進入路です。

申請事由ですが、譲受人は申請地の隣接の住宅に居住しており、申請地を住宅敷地への進入路として使用してきましたが、この度、譲渡人へ譲渡してほしいと話をしたところ、申請地が農地であると判明し、農地法の許可を受けずに昭和53年4月頃から利用していたことが判明しましたが、既に住宅への進入路として使用し、農地に復旧することも難しく、引き続き現況のまま使用していきたいとして、始末書添付のうえ申請されました。

なお、公道から申請地の進入路までは私有地を通行しておりますが、私有地の所有者から通行に際しての承諾書が添付されております。また、本申請地は秩父市が定める農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地でしたが、令和4年2月14日付けで除外の決定がされています。土地の購入に際しての資金調達計画は整っております。本申請地には公図上において2筆の畑に交点としての隣接になっておりますが、承諾書の添付はありませんでした。現地を確認したところ、住宅への進入路となっており、申請地以外への進入路はありませんでした。

つづきまして、番号7について説明いたします。



譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

譲受人及び譲渡人とも2名となっております。申請地は 山田 字 畑 筆  $m^2$ で、令和元年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から西北西に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は自己用住宅です。申請事由ですが、譲受人は現在の住まいが手狭になったことから、また、譲受人 は譲受人 の実母であり、現在 に居住しておりますが、高齢のため、現在の土地・建物を売却し、住宅用地として探していたところ、知人からの紹介で譲渡人との協議が整ったとのことで申請されました。なお、譲渡人が申請地に農地転用の許可を受けないまま、一部に砂利を敷設し駐車スペースとして使用してしまっており、始末書が添付されております。資金調達計画は整っています。また、隣接農地所有者からは本申請地の農地転用についての承諾書が添付されております。現地を確認しましたところ、耕作は行われておらず草刈り等の管理がされている状態で、一部砂利が敷設されておりました。説明は以上です。

**事務局（笠原主査）** 番号8～9について一括して説明をいたします。

まず番号8について説明します。申請地は、下吉田字 畑 筆  $m^2$ のうち  $m^2$ です。譲渡し人は番号9の譲渡し人であり、昭和46年に相続により取得した土地です。番号9の 施設のための工事用進入路及び工事用車両の仮置き場とする一時転用であり、一時転用期間は許可日から3カ月間を予定しています。なお、工事完了後には速やかに農地へ戻す計画です。申請地に隣接する農地はなく、本計画により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。また、通常のメンテナンスには申請地まで赤道を利用することができることから、事業終了後に農地に復旧しても問題はないと考えます。

続いて番号9について説明します。申請地は、下吉田字 畑 筆  $m^2$ 昭和46年に相続により取得した土地で長らく遊休地となっております。譲渡し人は市外に在住しており、申請地は今後も耕作する予定はなく、申請地を有効活用すべく、 用地として貸したいとして申請したものです。資金計画は整っており、事業計画では、 の外、必要な機器を設置する計画です。隣接農地の承諾書も添付されており、本計画により周辺地域への問題が発生することはないものと思われまます。また、隣接居住者からの承諾も得ております。なお、航空写真には申請地の一部にごみや物置がありますが、ごみは現在撤去されており、物置については工事着工の際に撤去する旨の始末書が添付されております。現地を確認すると、畑として耕作はされておりませんが、草刈りはされており、保全管理の状態となっておりました。説明は以上です。

**事務局（見澤主事補）** 番号10について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、荒川日野 字 畑まる筆  $m^2$ で、昭和57年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、 から南へ約 km付近に位置しています。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の

農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、農家住宅の拡張です。譲受人は、現在申請地と一体利用の土地にある住宅に居住しており、住宅周辺の農地を耕作しています。申請事由ですが、譲受人が本申請地と一体の住宅を購入することになり、調べたところ申請地が農地であったことが発覚したため是正するため始末書添付のうえ申請されました。また、先に説明いたしました通り宅地部分はすでに登記が済んでおり、譲受人はそこに居住し周辺農地で耕作も行っていきます。資金計画は整っております。また、隣接する農地は譲受人が所有する農地のみであるため問題ないと思われまます。現況を確認しましたところ、舗装された進入路と車庫でした。

番号11について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川 字 畑 筆 m<sup>2</sup>で、平成8年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、 から東へ m付近に位置しています。

立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、住宅敷地拡張です。

申請事由ですが、本申請地を一体利用している住宅を売買しようとした際、住宅として使用している土地の一部が農地であったことが発覚し、是正するため始末書添付のうえ申請されました。資金計画は整っております。また、隣接する農地はありません。現況を確認しましたところ、浄化槽が設置されていました。

午後2時45分から午後2時47分（議案書誤字訂正のため休憩）

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及の意見を伺います。

**4番加藤 勝市委員** 4番加藤です。番号1, 2について意見を申し上げます。事務局より説明がありましたが、1番は事務局説明のとおりです。2番は 敷地であったと思われまます。1番2番ともに申請書類、申請事由、3種農地、近隣の宅地化の状況、など総合的に判断して（許可は）やむを得ないとの判断をいたしました。ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

**10番新田恭一委員** 10番新田です。3番、4番の意見を申し上げます。3番でございますが、過日現地を確認いたしました。過去においては1筆の広い畑でございました。その広い畑の一部でございまして事務局説明のとおりでございます。駐車場の痕跡が残っている状況でございますが、3種農地でありまして、管理されている状況でした。

4番でございますが、4月の総会で審議した隣接地でございます。該当地については祖父より譲受け賃貸経営を行いたいとの事でございます。この場所も住宅地となっており農業の継続が困難と見受けられます。3種農地でございますので住宅地もやむを得ないと思われまます。審議をお願いいたします。

**9番青野孝司委員** 9番青野です。番号5から7について意見を申し上げます。いずれも概況は事務局説明のとおりです。番号5についてですが、当該農地は、しばらく耕作されていないよう保全管理の状態でございます。隣接地の北と東は新築住宅が立ち並んでいる状態です。いずれ譲受人は 区画に分譲したいようですが、急速に宅地化が進んでいることからやむを得ないと思われまます。次に番号6でございますが、当該農地は農地転用の許可を得ないまま昭和56年に譲受人の自己用住宅の進入路として利用されております。譲受人から始末書が提出されており、当地以外に進入路が無いことからやむを得ないと考えまます。番号7についてですが、当該農地も農地転用の許可を受けないまま、すでに平成13年頃から譲請人の駐車場用地として使用されてきました。このたび自己用住宅用地として譲請人は使用するとの事です。なお譲渡人からは始末書が提出されており、反省の感も伺えることからやむを得ないと思われまます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

**2番上井克彦委員** 2番上井です。8番9番の説明をいたします。9番が を設置する畑で  
ございます。4月に申請を行うとのことでしたが、事務局説明のとおり、保全管理されていま  
したが該当地に廃棄物の残置があり、その片付けを行ったようです。近隣も が設置され  
ております。戻りまして8番は を設置するための工事用進入路、車両置き場というこ  
とで、今回一時転用ということでございます。周辺状況などから転用はやむを得ないと思われ  
ます。またすでに設置されている建物については始末書が添付されております。またこの建物  
については撤去することとでございます。以上でございます。

**5番笠原 倍吉委員** 5番笠原です。10番11番について意見を申し上げます。詳細につきま  
しては事務局より説明のあったとおりでございます。10番についてですが農家住宅敷地拡張  
との事でございますが、昭和57年より使用しているものですが是正にあたり、始末書も提出  
されていることから、やむを得ないと思われま。11番についてですが、こちら住宅敷地  
拡張ということですが昭和55年に浄化槽を設置し、使用しており是正するにあたり、始末書  
の提出がされていることからやむを得ないと考えます。以上10番11番につきましてご審議  
の程、よろしく申し上げます。

**議長(糸東男会長)** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議  
案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。5条の7件ですがいか  
がでしょうか。

**事務局(小嶋主席主幹)** 議長、先ほどの番号5について補足説明をさせていただきます。

5番の議案について、説明が漏れておりました。この土地は平成2年4月21日に土地改良と  
いうことで  $m^2$ の内  $m^2$ について譲渡人は土地改良を行い耕作を継続しておりましたが  
体調を崩しこれ以上耕作の継続が不可能であるとの理由書も添付されていることを補足説明  
させていただきます。以上でございます。

**議長(糸東男会長)** はい。これより改めて議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案対  
する意見を伺います。5条の7件ですがいかがでしょうか。

**議長(糸東男会長)** 特にございませんか。

**議長(糸東男会長)** 特に質疑はありませんか。

(「無し」という人あり)

**議長(糸東男会長)** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決を  
いたします。議案第22号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

**議長(糸東男会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とす  
ることに決しました。

議案第23号上程農地利用集積計画の決定について

**議長(糸東男会長)** 次に議案第23号 農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局(川上事務局長)** 番号1 について説明をいたします。本案は、「利用権の設定を受ける者、  
利用権を設定する者」の連名により農地利用権設定等の申出書の提出により令和4年5月9日  
付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の審議を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から、貸付  
けの申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農  
林公社が利用権の設定を受けるものです。貸付けに係る土地についてですが、議案第23号 別  
紙1 農用地利用集積計画(案)にあります 地区の地権者数1人、1筆 の 田、の  
平方メートルです。案内図をご覧ください。この農地は、 から北東へ役 m付近  
にあります。利用権を設定する期間は令和4年8月1日から9年11か月です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を地域の担い手へ貸し付けることとなります。なお、現地は耕作地でした。説明は以上です。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明は終わりました。担当委員、担当推進員の意見を伺います。

**8番黒沢昌治委員** 番号1について説明申し上げます。事務局より説明のあったとおりでございます。これは中間管理の手続きが遅れたものと思われま。そのことから9年11ヶ月となっております。17日に2区倉林委員と現地を確認しました。問題はないと思っておりますのでご審議お願いいたします。

**2区倉林幸男推進員** 2区の倉林です。黒沢委員、事務局長と現地を確認しました。内容については説明のあったとおりです。4月の総会で議案とするべきものでしたが、地権者との調整に時間を要し1か月遅れたようでございます。特に問題はないと思われま。ので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員および担当推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（総会参加者よりありませんとの発言あり。）

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めま。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第23号について、市長からの申出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めま。

（挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、決定とすることに決しました。

議案第24号上程 農地利用配分計画の意見について

**議長（糸東男会長）** 次に議案第24号農地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせま。

**事務局（川上事務局長）** 番号1 について説明をいたします。）本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和4年5月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられている農地は、先の議案第22号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申し出がありました担い手に配分する計画です。議案書 議案24号 別紙2をご覧ください。農地利用配分計画 筆

平方メートルの田を認定農業者である農業従事者が利用する計画になっています。この議案につきましては、スクリーンをご覧ください。色付けしたものが対象地となっております。賃借期間につきましては、令和4年8月1日より9年11か月で、使用貸借とのこととさせていただきます。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりま。続きまして担当委員および担当農地利用最適化推進員の意見を伺います。

**8番黒沢昌治委員** 8番黒沢です。事務局説明の通り問題は無いと思われま。ご審議の程お願

いいいたします。

**2区倉林推 幸男推進員** 2区倉林です。この件は本人が高齢者ということでこの事業のお世話になりたいということを伺っております。問題は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（桑東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**2区倉林推 幸男推進員** 議長、補足説明をさせてください。参考までに今回の議案の地域は戸井ノ口という地域でございます。

休憩 午後3時6分から7分 蒔田地域について地理的な説明が倉林委員よりされた。

**議長（桑東男会長）** この案件に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（桑東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これよりお諮りいたします。議案第24号について、農用地利用配分計画について市長に意見は無いものとする旨の意見に賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（桑東男会長）** はい全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、意見なしと決定とすることに決しました。議案第24号の審議を終了しました。

日程第8 閉議・閉会

**議長（桑東男会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして秩父市農業委員会 令和4年第5回定例総会を閉会いたします。